

音楽教室事件

知的財産権高等裁判所 令和3年3月18日判決
東京地裁：平成29年（ワ）第20502号、同第25300号
知財高裁：令和2年（ネ）第10022号

アテンド総合法律事務所
弁護士 村田 秀人

第1 はじめに

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の1施設当たりの年額を受講料収入の2.5%の額とする使用料規程に基づく使用料の是非について、音楽教室事業者251名（法人教室249社、個人音楽教師2名）との間で争われた訴訟である。原審の東京地裁は使用料請求権を認めた、控訴審の知財高裁は生徒の演奏について使用料請求権を認めなかった。

第2 事案の概要

1 本判決までの流れ

平成29年2月、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）は、平成30年1月から全国の音楽教室に対し、著作権使用料を徴収すると発表した。音楽教室事業者はこれを争う姿勢をみせたが、平成29年6月、JASRACは文化庁に音楽教室に関する使用料につき、1施設当たりの年額を受講料収入の2.5%の額とする使用料規程を届け出た。そこで、音楽教室事業者251名（法人教室249社、個人音楽教師2名）が原告となり、JASRACに対し、音楽教室に対する使用料請求権が存在しないことを確認する訴訟を東京地裁に提起した。

令和2年2月28日に東京地裁にて原審判決が下され、原告らの請求は棄却された¹。

2 概要（控訴審判決書「事案の概要」から）

「本件は、教室又は生徒の居宅において音楽の基本や楽器の演奏技術・歌唱技術（以下「演奏技術等」という。）を教授する音楽教室を運営する控訴人ら（法人又は個人の事業者）が、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）に基づく文化庁長官の登録を受けた著作権管理事業者である被控訴人に対し、被控訴人が本件口頭弁論終結時に管理する全楽曲（被控訴人管理楽曲）に関して、各控訴人が生徒との間で締結した音楽の教授及び演奏（歌唱を含む。）技術の教授に係る契約（本件受講契約）に基づき行われるレッスンにおける、控訴人らの教室又は生徒の居宅

1 橋本阿友子弁護士（ジュリスト, 1547号, July 2020, p.79-）

内においてした被控訴人管理楽曲の演奏又は歌唱（以下、単に「演奏」という。）について、本件口頭弁論終結時、被控訴人が控訴人らに対して著作権（演奏権）侵害に基づく損害賠償請求権又は著作物利用料相当額の不当利得返還請求権をいずれも有していないことの確認を求める事案」

「予備的請求の個々の演奏行為は、①生徒又は教師がする演奏行為、②市販のCD等の録音物の再生行為、③マイナスワン音源（生徒が演奏する楽器のパートのみを除いた合奏が録音された録音物）の再生行為に区別され、さらに、上記①は、生徒が単数であるか複数であるか、演奏された小節数の観点から類型化されている」

3 具体的請求の内容

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が管理する楽曲の使用に係る請求権を有しないことの確認を求めるものである。

音楽教室を運営する会社や、音楽教室を運営する会社の特約店、個人の音楽教室などが、それぞれの音楽教室での演奏の態様に応じて、

- ① 原告（控訴人）らが設営した教室で、教師及び生徒が1対1から最大1対10程度以下のレッスンで、課題曲を教師及び生徒が演奏し、録音物の再生は行われない（原審、控訴審 同目録1）
- ② 上記①の場合で、教師及び生徒の演奏に加え、教師の伴奏の代わりに、生徒の演奏の合奏の相手とするため市販CD等の録音物の再生が行われる
- ③ 上記①の場合で、教師及び生徒の演奏に加え、教師の伴奏の代わりに、生徒の演奏の合奏の相手とするために、マイナスワン音源の再生が行われる
- ④ 生徒の居宅における教師（原告、控訴人）と生徒の1対1のレッスンにおいて、課題曲を教師及び生徒が演奏するものであり、録音の再生は行われない

楽曲の使用に係る請求権を有しないことの確認を求めた。

予備的請求は、演奏のみ（原審第1項、控訴審第2項）（生徒宅 原審第4項 控訴審第5項）について生徒と教師を分節し、

演奏と録音物の再生（原審第2項、控訴審第3項）のうち録音物の再生に限定し、

演奏と録音物（マイナスワン音源）の再生（原審第3項、控訴審第4項）のうち当該録音物の再生に限定した内容となっている。

請求の内容を簡単に次のとおり表で整理した。